

# 共用型（介護予防）認知症対応型通所介護 えがお神宮寺 重要事項説明書

作成日 2025年8月1日

当事業所は、利用者様に対して共用型(介護予防)認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要やサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明いたします。

## 1 事業者

- ① 法人名：株式会社えがお
- ② 法人所在地：大仙市大曲花園町21番19号
- ③ 電話番号：0187-86-3030 Fax番号0187-86-3031
- ④ 代表者氏名：代表取締役 三浦 豊
- ⑤ 設立年月日：平成15年7月17日
- ⑥ 資本金：25,000,000円

## 2 事業所の概要

- ① 事業所の種類：共用型(介護予防)認知症対応型通所介護事業所  
大曲仙北広域町村圏組合 指定第0590800488
- ② 開設年月日：令和5年10月1日
- ③ 事業所の名称：えがお神宮寺
- ④ 事業所の所在地：大仙市神宮寺字上栗谷田67番5
- ⑤ 電話番号：0187-72-4660 Fax番号0187-87-1165
- ⑥ 管理者氏名：管理者 大友 隆幸
- ⑦ 事業所の利用定員：6名
- ⑧ 事業所の理念  
「地域と共に」

私たちは、その人らしい普通の生活を送る為に、その人にとって最もふさわしい方法を共に考え、地域に暮らすもの同士として安心し、笑顔あふれる生活ができる介護サービスを提供します。

## ⑨ 事業所の目的

介護保険法の理念に基づき利用者様が精神的に安定し、その有する能力に応じ自立した生活を送れるよう支援し、認知症高齢者の福祉の向上を図ると共に、そのご家族の身体的精神的な負担の軽減を図ることを目的とします。

⑩ 事業所の運営方針

- 1 本事業所が実施する事業は、認知症の症状をともない要介護状態及び要支援となつた場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するとともに、利用者様の社会的孤立感の解消及び心身の維持・向上並びにそのご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。
- 2 利用者様の要介護状態の軽減、若しくは要介護状態の予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。
- 3 利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者様の所在する市町村、居宅介護支援事業者、大仙市高齢者包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとします。
- 5 共用型(介護予防)認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者様及びそのご家族に対して適切な指導を行うとともに、必要に応じ他の認知症対応型共同生活介護事業者や介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院または診療所の紹介、居宅介護支援事業所等への情報提供を行います。
- 6 前5項の他、大曲仙北広域町村圏組合が定める基準の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

⑪ 建物の構造・規模

木造平屋建て 延べ床面積 494.92 m<sup>2</sup>

⑫ 他の介護保険関連の事業

(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所

えがお神宮寺 (利用定員 18名)

えがお大曲 (利用定員 9名)

えがお杉矢崎上大町館(利用定員 9名)

えがお上大町 (利用定員 9名)

(介護予防)認知症対応型通所介護事業所

デイサービスセンターひびき愛(利用定員 12名/日)

⑬ 介護保険関連事業以外の事業

なし

3 事業所の職員体制

職 員	勤務体制	人 数	職務内容	保有資格
管理者	常勤	1名(兼務する場合がある)	業務の統括	介護福祉士
介護職員	常勤 非常勤	1名以上	介護職	介護福祉士

#### 4 サービスの概要

当事業所では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

※利用対象者：認知症と診断され、要介護認定の結果「要支援」または「要介護」と認定された方

(1)営業地域 (原則として)大仙市

(2)営業日及び営業時間

営業日	* 月曜日～日曜日(祝日も営業します) ただし、12月31日～1月3日は休業します。
営業時間	* 営業日の午前8時00分～午後5時30分を営業時間とする。 * 送迎サービスを利用される場合は、 午前8時15分～午後4時30分で対応。 (サービス提供時間8時間15分)

※原則として上記のサービス提供時間と致しますが、利用者様の心身、その他の状況により、必要と判断されるときは、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満、7時間以上8時間未満、8時間以上9時間未満のサービスを提供致します。

(3)介護保険の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に応じた利用料が介護保険から給付されます。

①入浴

・入浴に見守りや介助を要する利用者様を援助します。

②排泄

・排泄の自立をうながすため、利用者様の身体的・精神的能力を最大限活用した援助を行います。

③食事

・自力にて摂取が困難な場合は、お手伝いいたします。

④機能訓練

・利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練(趣味活動、レクリエーション、リハビリ等)を実施します。  
・地域や利用者様同士の交流も心がけ、レクリエーションや趣味活動、行事等も企画して生きがいのあるサービスを提供します。

#### 【レクリエーション・趣味活動等】

手芸 ネット手芸・編み物・刺し子・押し花等

スポーツ 風船バレー、ボウリング等

その他 調理活動、囲碁、将棋、ゲーム、誕生会、散歩等

## ⑤健康管理

- ・職員が健康管理のお手伝いをします。また、必要に応じてかかりつけ医やご家族等の緊急連絡先に連絡し、緊急時はすみやかに協力病院(大曲厚生医療センター)へ受診できるよう援助します。

## ⑥認知症対応型通所介護計画の立案

- ・利用者様に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、利用前に作成する「認知症対応型通所介護計画」(以下、「介護計画」という。)に定めます。作成及び変更は次のとおり行います。

1 当事業所の介護支援専門員に介護計画の原案作成や、そのために必要な調査等の業務を担当させます。



2 担当者は適切な方法により、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者様が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるよう支援するための課題を把握します。



3 利用者様及びそのご家族様の希望、居宅介護支援事業所介護支援専門員のケアプランで把握された解決すべき課題やサービス提供に当たる他のスタッフと協議の上、サービスの目標及び達成時期、サービスの内容等を記載した介護計画の原案を利用者様とそのご家族等に説明し、同意を得、交付します。



4 介護計画の作成後においても、計画の実施状況等を調査し、必要に応じて介護計画の変更を行います。



## ⑦要介護認定等の申請に係る援助

- ・事業所は、利用者様が要介護認定を受けていない場合、利用者様の意思を踏まえて速やかに要介護認定等にかかる申請が行われるよう必要な援助を行います。
- ・事業所は、利用者様が要介護認定等の更新申請及び変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう援助します。

## ⑧その他

- ・相談援助サービス。

#### (4)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者様の負担となります。

- ①通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎
- ②利用者様の希望により、身の回り品として必要なものを提供した場合や、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供した場合（持参の場合は無料）
- ③食事（おやつを含む）の提供
  - ・昼食は12時ころからの提供となります。
  - ・食事にかかる費用は利用者様のご負担となります。
- ④おむつ（持参の場合以外の、利用者様の特別な希望による場合）の提供

### 5 介護保険対象の利用料金の種類

- (1)共用型（介護予防）認知症対応型通所介護費
- (2)入浴介助加算（I）または（II）
- (3)若年性認知症利用者受入加算
- (4)送迎減算
- (5)科学的介護推進体制加算
- (6)サービス提供体制強化加算（I）
- (7)介護職員等処遇改善加算（I）

※詳細は別紙料金表を参照

### 6 緊急時（疾病、事故等）における対応

- ① 急な発病・発作等の緊急事態が起きた時は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。管理者は利用者様または代理人の希望する緊急連絡先に連絡し、生命の回復・健康管理の為に最善の措置を講じ対処します。
- ② 事故や災害等が発生した場合には、管理者は利用者様または代理人の希望する緊急連絡先に連絡し、適切に対処すると共に必要な措置を行います。
- ③ 事故の内容に応じ関係諸機関へ「事故（被災）報告書」を提出します。

#### 1)大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所

大仙市高梨字田茂木10 大仙市役所 仙北庁舎内 電話 0187-86-3910

#### 2)秋田県健康福祉部長寿社会課

秋田市山王4丁目1番1号 電話 018-860-1363

### 7 連携施設等

当事業所では、下記の施設と連携しています。

#### ① JA秋田厚生連大曲厚生医療センター

住所：大仙市大曲通町8-65

② 神岡歯科診療所

住所: 大仙市神宮寺字本郷下 26-2

③ 介護老人保健施設 幸寿園

住所: 大仙市強首字上野台 12 番地の 15

④ 介護老人保健施設 杏授苑

住所: 美郷町野中字下明子 214

⑤ 特別養護老人ホーム 福寿園

住所: 大仙市南外字湯神台 10

⑥ 特別養護老人ホーム 愛幸園

住所: 大仙市神宮寺字本郷道南 78 番地

⑦ 神岡診療所 かかりつけ医

住所: 大仙市神宮寺字本郷下 64 の 1

## 8 利用を中止していただく場合

当事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めておりません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するにいたった場合は、当事業所との契約は終了し、利用者様に利用を中止していただくことになります。

- ①要介護認定により利用者様の心身の状況が自立と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由等により事業所を閉鎖した場合
- ③事業所の滅失や重大な棄損により、利用者様に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤利用者様から利用中止の申し出があった場合
- ⑥事業所から利用中止の申し出があったとき

### (1)利用者様からの利用中止の申し出

契約の有効期間であっても、利用者様からの利用の中止を申し出ることができます。

諸事情で利用中止を希望される方は、前もって管理者までご連絡ください。

また、施設の判定委員会にて協議の上、利用中止が決定する場合もあります。

ただし、以下の場合は即時に契約を解約・解除し、利用を中止することができます。

- ①事業所の利用料金体系に同意できない場合
- ②利用者様が入院された場合
- ③事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型通所介護を実施しない場合
- ④事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業所もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者様が利用者様の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

## (2)事業所からの申し出により利用を中止していただく場合

以下の事項に該当する場合には、利用を中止していただくことがあります。

- ①利用者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者様によるサービス利用料金の支払が 2 ヶ月以上遅延し、また督促後も 10 日以内に支払の無い場合
- ③利用者様が故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者様の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合、又事業所の留意事項や同意内容を遵守されない場合
- ④利用者様が医療機関に入院した場合
- ⑤利用者様が指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設に入所した場合  
もしくは介護医療院に入院した場合及び地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護に登録した場合、または認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設もしくは地域密着型特定施設入居者生活介護に入所した場合
- ⑥当事業所において定期的に実施される判定委員会において、心身の状況等から利用の継続が適切でないと判断された場合

## 9 利用料のお支払方法

利用料金及び費用等は1ヶ月ごとに計算し、翌月ご請求いたします。下記の方法を選択してお支払いください。

### 1) 口座振替(振替手数料は、株式会社えがおが負担します)

指定金融機関	秋田銀行 本店及び各支店
	北都銀行 本店及び各支店
	羽後信用金庫 本店及び各支店
振替日	請求書発送月の10日

※ 請求書は利用者様または代理人に口座振替日まで届くよう発送しておりますが、郵便事情等により遅れることがありますので、あらかじめご了承願います。

### 2) 口座振込(振込手数料は、振込者がご負担ください)

振込指定口座	北都銀行	大曲支店	普通	6082701
	秋田銀行	神宮寺支店	普通	276877
	秋田銀行	大曲支店	普通	47981
	羽後信用金庫	大町支店	普通	0312923
口座名義	株式会社えがお (振込名義 カ)カオ			
	請求書発送月の20日までにお振込みください			

## 10 非常災害対策

① 非常災害に際して日頃から避難場所を確認し、訓練計画を立てて避難訓練を実施します。災害に備えたマニュアルを整備し、非常時を想定した必要物品を用意しています。

② 火災は火災報知機を備え、発生の際には速やかに、消防署に火災通報装置を用いて通報します。煙感知装置を設置し、セコムとの契約により異常の際には関係機関に通報します。また、備えとしてスプリンクラーも設置していますが、火災の際には速やかに避難誘導できるよう日頃より訓練を繰り返しています。

また、年1回は総合訓練として、水消火器を用いた消火訓練も行います。ご家族の皆様もご参加ください。

③ 災害の際には、法人全体でバックアップできる体制にしています。

## 11 当事業所利用の留意事項

### ①飲酒

飲酒をご希望の方は必ずご相談ください。許可された場合でも、職員の指示に従い、所定の場所で行っていただきます。

### ②禁煙

事業所内は全面禁煙となっています。

### ③金銭・貴重品の管理について

事業所には高額の現金、または貴重品をお持ちにならないようお願いします。

盗難、紛失等のトラブルに関して、当事業所では責任を負いかねます。

### ④禁止事項

当事業所では、皆様に安心して通所生活を送っていただくために、営利行為や宗教の勧誘、特定の政治活動を禁じています。また、ペットの持込等お控えください。

### ⑤事業所・設備の使用上の注意

①食堂等の共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

②故意に、またわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者様の自己負担により 原状を回復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

### ⑥介護保険被保険者証の確認

利用の申し込みに当たり、利用ご希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

### ⑦利用開始・継続・終了判定委員会

事業所では、利用者様の心身の状況、病状、そのおかれている環境等に照らし、認知症対応型通所介護が適当かについて、定期的に介護支援専門員、看護師、介護員等が検討し、これを記録します。

### ⑧損害賠償について

事業所の責任により利用者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害発生について、利用者様に故意又は過失が認められる場合には、利用者様の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 12 身体の拘束等

- ① 利用者様の心身の状況、生活のリズム等を職員全員が十分に把握し『身体的拘束等の適正化のための指針』を定め、できるだけ身体拘束等の行動制限を行わないように努めます。
- ② 緊急やむを得ない理由により身体拘束等の行動制限を行う場合は「身体拘束等の行動制限」についての取扱い要領に定めたとおり行います。

## 13 虐待防止のための措置

事業所は、虐待等の発生防止・早期発見及び再発防止のため次の措置を講じます。

- ① 従業者への虐待防止に関する定期的な研修の実施
- ② 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制の整備
- ③ 虐待等が発生した場合、再発を確実に防止するための対策を検討する委員会の設置

#### 14 サービスに関する相談及び苦情

- ① 当事業所利用に当たって、サービスに関する苦情やご要望、ご相談は下記により受け付けています。

##### 1)当事業所の窓口

相談及び苦情対応	電話 0187-72-4660 Fax 0187-87-1165 e-mail jinguji@egao.main.jp
受付時間	午前8時30分から午後5時00分まで
受付担当者	管理者 大友 隆幸
解決責任者	管理者 大友 隆幸

##### 2)国保連及びその他の窓口

大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所 大仙市高梨字田茂木10 大仙市役所仙北庁舎内	電話 0187-86-3910
秋田県国民健康保険団体連合会 秋田市山王四丁目 2-3 秋田県市町村会館	電話 018-883-1550
大仙市高齢者包括支援センター 大仙市大曲花園町1-1 大仙市役所内	電話 0187-63-1111

#### 15 第三者評価の実施状況

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取組	有
第三者による評価	無

#### 16 個人情報の取扱い及び利用目的

利用者様及びご家族の個人情報の取り扱いについては、適正かつ適切な取り扱いの確保に必要な事項を定めた「個人情報保護に関する基本方針及び利用目的」のとおり取り扱います。

契約する場合は、以上の確認を行います

共用型(介護予防)認知症対応型通所介護サービスの利用にあたり、利用者様または代理人に対し、契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

年      月      日

事業者の名称      株式会社 えがお

事業所の住所      秋田県大仙市神宮寺字上栗谷田 67 番 5

事業所の名称      え が オ 神 宮 寺

説明者の氏名      管理者 大友 隆幸

私は、契約書及び本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、共用型(介護予防)認知症対応型通所介護サービスの利用開始に同意しました。

年      月      日

利用者の住所      \_\_\_\_\_

利用者の氏名      \_\_\_\_\_

代理人の住所      \_\_\_\_\_

代理人の氏名      \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_